

諏訪市公告第 1 3 0 号

諏訪農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案とその理由を次により縦覧に供する。

諏訪市民は、同条第 2 項の規定により縦覧期日満了の日までに当該農用地利用計画の案に対して諏訪市に意見書を提出することができる。

当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、同条第 3 項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に諏訪市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 1 0 月 2 1 日

諏訪市長 金子 ゆかり

- 1 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 令和 8 年 1 0 月 2 1 日
至 令和 8 年 1 1 月 2 0 日
- 2 農用地利用計画の案の縦覧場所
長野県諏訪市高島一丁目 2 2 番 3 0 号
諏訪市役所経済部農林課